

平成26年度第1回大分市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時 :平成26年 5月15日(木) 13時30分～15時35分

2. 場所 :大分市役所第2庁舎6階 大研修室

3. 出席委員 :

村嶋幸代委員(会長)、古賀精二委員(副会長)、中嶺まり子委員、阿部俊作委員、
安藤昭和委員、大津康司委員、池田貴士委員、淵野二世委員、鹿島秀和委員、
長田教雄委員、猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4. 議事 :

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
- (3) すくすく大分っ子プランについて
- (4) その他

5. 議事の概要 :

- ・ 前回の各委員から質問や意見についての説明
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ すくすく大分っ子プランについての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 今後の事業計画の検討スケジュールについて説明を行った。

6. 会議の経過 :

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから、「平成26年度第1回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。まず、本日の出席者についてですが、ご都合により定宗委員、田口委員、野尻委員が欠席となります。

現在、全委員19名中、お1人が遅れており15名のご出席をいただいております。大分市子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、ご報告させていただきます。

機構改革により、今年度から、子育て支援課は、子育て支援課と子ども保育課に分課いたしました。今後は事務局として、子ども保育課も同席いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、人事異動により着任いたしました事務局職員を紹介させていただきます。
福祉保健部参事兼福祉事務所長 大木 治郎 でございます。

<大木参事より一言あいさつ>

福祉事務所次長兼子ども保育課長 奈良 英治 でございます。

<奈良次長より一言あいさつ>

保健所健康課長兼中央保健センター長 軸丸 千賀子 でございます。

<軸丸課長より一言あいさつ>

続きまして、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。まず、事前に郵送してお渡ししました資料の確認をさせていただきます。

<配布資料の確認>

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。

それでは、ここから本日の会議の進行につきましては、村嶋会長にお願いしたいと思います。村嶋会長、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

<会長あいさつ>

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので静粛に傍聴をお願いいたします。なお、議事進行の妨害となる行為等がある場合には退場していただくことがありますので、念のため申し上げます。ご協力をお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめの議事は、平成25年度第5回会議の議事内容の確認としまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料1「平成25年度第5回大分市子ども・子育て会議で出された主な意見」をご覧ください。

まず、1ページのすくすく大分っ子プラン事業計画(案)分野1・2では、児童育成クラブの現状についてご質問をいただき、指導員の資格、施設の広さ、個別の支援が必要な児童への対応、学校との関係についての4点の課題をご意見としていただきました。このことから児童育成クラブに関しましては、学校・保護者との連携強化のための体制づくりや、指導員の研修実施回数等を計画に取り入れ、課題に対応していきたいと考えております。詳細については、本日の議事「3」の中で説明をいたします。

3ページからの分野3・4では、男女共同参画社会に関連するご質問や、また、民生委員・児童委員さんや子ども会等、地域の中で子育てに関わっている方々の声を幅広く計画に反映させることの重要性をご意見としていただきました。そこで、民生委員・児童委員さんからの相談(通報)件数等を指標として加えるよう修正しております。こちらも、詳細については、後ほどの議題の中で説明をいたします。

次に、4ページ下段からの教育・保育の量の見込みについては、1号認定については提供体制に余剰があり、2・3号認定については不足しているという現状から、今後の確保方策が重要となる、とのご意見をいただきました。

資料にそれぞれのご意見・ご質問の主旨及び事務局の回答概要をまとめておりますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局から説明がありましたが、前回の各委員からの質問や意見について、何かご意見・ご質問はございませんか。

<質疑応答なし>

では、続いての議事に入ります。「地域子ども・子育て事業の量の見込みについて」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「資料2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて」をご用意ください。

資料の1ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づく、「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」のうち、右側の「地域子ども・子育て支援事業」の点線で囲っている事業について、今回、量の見込みとしてお示しいたします。

次に2ページをご覧ください。

「量の見込みと提供体制の確保について」ですが、子ども・子育て支援法第61条により、①教育・保育の量の見込み、そして、②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握し、実施施設数や実施回数などの供給体制が不足する場合は、それぞれの事業ごとに施設数や実施回数などを確保することとされております。

量の見込みに対して、不足する場合には、提供体制を確保するとともに、質の向上を図っていきます。また、提供体制が充実している場合には、提供体制を維持するとともに、こちらも同様に、質の向上を図っていきます。

次に3ページをご覧ください。

「量の見込みの算出について」ですが、「国の量の見込みの算出等の手引き」によりますと、アンケート調査の結果から、保護者の利用意向の割合を算出して、それに推計児童数を乗じて、量の見込みを算出することとなっております。

はじめに、保護者の利用意向割合の算出ですが、アンケートの調査による「各事業の利用希望者数」を「回答者数」で除して、「回答者のうち、何%の人がその事業を望んでいるか」の割合を算出します。その割合が、大分市におけるおおまかな傾向となりますので、次に、その利用意向割合に対して、推計人口を乗じた数値が、量の見込みとしてのニーズとなります。前回の会議で人口推計をお示しましたが、大分市においても将来、人口が減少すると推計されておりますので、各事業の量の見込みは一部を除き減少傾向となっております。

次に4ページをご覧ください。ここから、各事業について、説明をいたします。

はじめに「妊婦健康診査事業」ですが、こちらは前回の会議でもお示しましたが、量の見込みの修正をいたしました。妊娠届出者のうち、流産や転出等が原因で出産に至っていない方や入院中の方等があり、健診受診率の算出は困難でありますことから、今回、人口推計による出生数から妊産婦の見込みを算出し、妊婦1人あたりの健診回数の平均である11.4回を乗じ受診件数を算出いたしました。

次に5ページ、「乳児家庭全戸訪問事業」です。こちらも「妊婦健康診査」同様、前回お示し、その内容は訪問率のみを量の見込みとして記載していましたが、今回、人口推計に訪問率を乗じて訪問件数も併せて算出いたしました。平成31年度に向け100%の訪問率に努めますが、出生数の減少に伴い、実施件数は少なくなっています。

次に6ページ、「利用者支援事業」をご覧ください。

「利用者支援事業」は、子ども・子育て支援法等の関連3法の成立に伴い、多様化する子育て支援サービスの中から、保護者が適切なものを選択できるよう、情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行う事業となります。

本市においては、現在、市内3ヶ所に子ども家庭支援センターを設置しています。子ども家庭支援センターでは、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け、その内容に応じて、利用できる制度やサービスの紹介、カウンセリングを行い、子どもが健やかに成長できるよう、支援をしております。

2段目の「現状」に専門職員等の数値を掲載しておりますが、ここで訂正をお願いいたします。一番上の段の専門職員の項目の中に「社会福祉士」とありますが、その列にある数字には「社会福祉士」を含むケースワークにあたる職員の数を記載しておりますので「社会福祉士等」として、「等」の追記をお願いします。量の見込みとしては、現行の子ども家庭支援センター3ヶ所での体制を維持するとともに、すでに配置している嘱託職員に対する研修を実施して、利用者支援としての機能を持たせていきたいと考えております。

次に7ページ、一時預かり事業です。一時預かり事業は、新制度の施行により、保育所における一時預かりとのちほど説明いたします幼稚園における一時預かりがございます。

保育所での一時預かりは、現行においても実施しておりますが、保育所や幼稚園に在園していない地域子どもたちが対象になります。一方、幼稚園における一時預かりは、幼稚園に在園している児童が対象になりますので、対象児童が異なるところが大きな違いとなります。

7ページの右側のイメージ図をご覧ください。現在の一時預かりでは、就労や冠婚葬祭、リフレッシュ等を理由に利用されておりますが、平成27年度以降は、就労 3 いる世帯のうち、64時間以上の就労している場合は、認定こども園や幼稚園、保育所等に受け入れていくこととなりますので、64時間未満の児童が一時預かりを利用することが見込まれています。

保育所における一時預かり事業については、保育所や幼稚園に在園していない児童が対象になりますことから、量の見込みについては、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望していない世帯を対象に量の見込みを算出しております。

一番下の項目にあります「確保に向けての対応策」については、今後、待機児童の解消のため、認定こども園や保育所等の教育・保育施設の定員拡大を進めていくこととなりますので、一時預かり事業の利用者は減少することが予想されます。そのことから、一時預かり事業のニーズの高い地域で、一時預かり事業を実施できるよう努めてまいりたいと考えています。

次に8ページをご覧ください。幼稚園における一時預かり事業では、現行の預かり保育が一時預かり事業として位置づけられますが、これまでも幼稚園では、在園児を対象に預かり保育を実施しております。

右側のイメージ図をご覧ください。教育のみを希望される家庭においてもきょうだいのPTAや通院等により一時的に保育を必要とする方もいらっしゃいます。また、幼稚園に預けながらフルタイムの仕事をしている方は、本来「保育」を必要といたしますが、幼児教育を希望され、さらに午後の預かりも希望する場合は2号認定において、一時預かりを利用することとなります。

量の見込みでは、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の利用希望者のうち、一時預かりも希望する児童数を見込んでおります。

現在の幼稚園の「預かり保育」が「一時預かり事業」となりますことから、量の見込み分は現行の幼稚園の定員内で対応が可能と考えております。

次に9ページをご覧ください。延長保育は、現在、認可保育所で実施しておりますが、認定こども園や保育ママなど「保育」を提供する施設においても、通常の保育時間を超えて延長保育を実施することができます。そのため、「事業の概要」に記載している「市立・私立保育所」には、認定こども園や保育ママなどが含まれてきますので、認定こども園等の追記をお願いいたします。また、一番下の項目にある「確保に向けての対応策」も「保育所等」と記載しておりますが、認定こども園等が含まれますので、追記をお願いいたします。

次に、右側のイメージ図をご覧ください。図にありますように、通常の保育時間を超えて、保育を行う事業であり、保育所においては約94%の実施率となります。

上から2段目の「現状」の表の下になりますが、平成24年度の利用実績では、保育の定員に対して、約12.6%となっております。

量の見込みについては、アンケート調査により、「18時以降」の保育所・認定こども園等の利用希望を勘案して算出しておりますが、各年度とも定員内での対応が可能となっております。

しかしながら、「確保に向けての対応策」に記載しておりますが、保育所での利用実態は、通園している施設において延長保育を利用しておりますことから、今後も新設の保育所・認定こども園等については、延長保育の実施を条件にするなどして実施施設数の増加に努めていきたいと考えています。

次に10ページをご覧ください。病児・病後児保育事業では、家庭で保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設で預かっており、現在、4ヶ所で実施しております。

右側のグラフには、平成24年度の実績として「延べ利用者数」と「受け入れができなかった人数」を示しています。延べ利用者数が少ない「月」においても感染症流行期になりますと、定員を超過し、受け入れができなくなる場合がございます。

そのため、「確保に向けての対応策」では、地域バランスを考慮して上で、感染症流行期における利用者の急増に対応できるよう定員拡大に努めてまいりたいと考えております。

ここで、保育関連の説明を終わりますが、よろしければここでご意見を伺えたいと思います。

(会長)

確認なのですが、大分市における1年間の子どもの出生数はいくらですか。

(事務局)

4,500人程度です。

(会長)

大分市の0歳から5歳の子どもの数はいくらかでしょうか。

(事務局)

27,000人程度です。

(会長)

保育所の定員が全部でいくらかでしょうか。

(事務局)

6,884人です。

(会長)

ありがとうございます。
ほかに何か質問等はございませんか。

(委員)

一時預かりに関しては、保育所、幼稚園とあり、延長保育の中に市立保育所、私立幼稚園の記載はありますが、市立幼稚園の記載が無いようです。市立幼稚園について内容を教えてください。

(事務局)

市立幼稚園の一時預かり事業は、現在、週一回実施しております。また私立幼稚園の28園に関しましては降園後、18時頃まで行っている状況です。一方で、保育所に関しましては公立・私立問わず、記載をしておりますとおり、公立私立計10園が一時預かりを実施しており、その内訳は公立保育所が2園、私立保育園が8園で実施しております。

(委員)

8ページの量の見込みの考え方のところで、今後、預かり保育を希望する児童が増えると思います。公立幼稚園でも一時預かりの事業を検討していただけないでしょうか。

(事務局)

8ページには、一時預かり事業として、現状のところには、私立幼稚園全28ヶ所とあり、大分の市立幼稚園に関する記載はございません。公立幼稚園では、一時預かり事業としては実施はしておりません。公立の幼稚園では、一時預かり事業としてではなく、週一回程度、預かり保育という形で業務を行っています。公立幼稚園は、私立幼稚園も含め教育課程で時間が4時間と決まっており、その後に延長保育を行い、それ以降が預かり保育となっております。現在、全園で週一回、そして週2回程度、幼児教育振興計画の中で目標として増やしていこうと考えております。

(会長)

今の説明でよろしいでしょうか。

(委員)

日出町から引っ越してきた友人から聞いたのですが、日出町の公立幼稚園では8時から15時までが通常保育、15時から18時までが延長保育となっており、料金も月々6,000円、月単位の申し込みでない場合は1回500円となっております。大分市でも公立幼稚園での一時預かり事業を検討していただけないでしょうか。

(事務局)

今後の新制度に向けて、子ども・子育て会議での意見を伺いながら、幼児教育の振興計画というものは、市の教育行政の中で決定していくものでありますから、その中でこのような場の意見を尊重し、検討してまいりたいと思います。

(会長)

教育行政と保育行政は子どもを預かるということは同じだが、ルーツが異なるので、どのように考えるのか難しい問題です。私も大分市に来てみて、公立幼稚園がこんなにも大分市にとって大きな存在だということを知りました。

全国的な動向はわかりませんが、子どもを預ける場所というと市立幼稚園という考え方もあれば、同じ市立には保育園という考え方もあり、特に保育園の方はニーズが高いようです。ニーズが高い分どんどん作っていかないと間に合わないという状況に日本全体が来ていると思います。そのときに、限られた資源をどのように分配するか、また民間の活力を含めて、大分市の限られた財源をどのように分配するかということが、大きな問題としてあると感じました。

市立幼稚園は親にはニーズがあるのかもしれないが、同じようにパートで働いている人だと保育園というニーズもあるかもしれません。

幼稚園と保育園の関係について何かご意見などございませんか。

(委員)

大分市としてではなく、教育という部分と保育という部分で、非常に難しい問題が内在しているように思います。認定こども園の保育要領が、パブリックコメントを出す前までは、「認定こども園保育要領」だったのが、その後、「認定こども園教育保育要領」になりました。教育・保育のあり方の考え方に対して非常に苦勞されている状況だと思いますので、市として、教育の質の向上も含め、地域の要望にも応えられるように、どう調整していくかが非常に難しい課題なのかなと感じております。

(会長)

その他に何かご質問・ご意見はございませんか。

(委員)

8ページについてですが、現状は、幼稚園で全園、預かり保育をしている状況です。そして、その預かりについて誰が担当するかという大きな課題を抱えております。現状では、クラスの先生がそのまま延長してシフトを組んで預かったり、あるいは外部から先生を入れたり、いろいろな取組をしておりますが、なかなか預かりに対しての人材の確保ができないような状況でもあります。

この新しい制度が、しっかりとした量の見込みを基に制度化すると、預かり保育もきちんとした職員配置もできて実施していけるのかなと感じております。

それから、もう一つ、イメージ図についてよろしいでしょうか。保育時間が14時頃に終わるように記載しておりますが、現況では、子ども達は朝8時、早い子ども達で7時30分から受け入れを行っております。この量の見込みは、あくまでも午後から夕方までであります。早期預かりなどを考えると、もっと2号認定が増えるのではないだろうかと思われまます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。前半に関しては、市立幼稚園に関わることだったと思いますが、私立幼稚園への支援でも人員の確保が難しいというコメントでもあったかのように思います。そのような現状を踏まえて、みんなで考えていかなければならないと思いました。後半は、預かり保育というのは午後だけではなく、午前もあるというご意見だったかと思えます。

他に何かございませんでしょうか。

(委員)

大分県だけでも日出町ということですが、全国的な話をしますと、市立の幼稚園は要らないのではないかといいことで、すでに他市では市立幼稚園を無くして私立幼稚園に替えてやっております。そして、その手当を私立幼稚園にあげて、幼稚園教育を充実させていった方がいいのではないかといい取組を行っております。教育委員会からありましたけども、実際、週1回、一時預かりをやっているということですが、この資料の中に、掲載の要求をさせていただきたいと思えます。

それから、児童育成クラブで言われているのが、「一時預かりが6時頃となっておりますが、6時30分までお願いできないか」ということで、児童育成クラブでは常に6時30分まで預かることになっております。やはり働いているお母さん方や共働きの家庭は、小学生であっても6時30分でないといけないというのがあります。そのような要望があって、延長保育を6時30分までやっております。一時預かりの6時頃というのは、経費がかかるもので、ましてや幼稚園、保育園の私立、市立ではこのような状況では難しいのかなと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

後半は時間の話がございました。8ページの幼稚園における預かり保育のところは18時までになっているところを18時30分までにしてほしいというご意見だったと思えます。これは、今までアンケートをお取りになっておりますが、その中でのニーズ調査というものはあったのでしょうか。6時以降のニーズはお取りになっているのでしょうか。

(事務局)

今回アンケート調査を実施しましたが、その中で何時まで希望されますかというところで、18時以降の数値は確認できます。

(会長)

18時以降の数値はあるということですね。

(事務局)

数値はあります。

(会長)

18時以降というのは何時ごろまでを想定していますか。19時までとか20時までとかであれば、それらを勘案して18時頃の下に、「以降」の理由をコメントしていただきたい。

(事務局)

実際に私立幼稚園の方で、預かり保育を実施されています。その各施設ごとに時間を設定していると思いますので、必ずしも18時という訳ではなく、18時半や18時よりもう少し早い時間帯で設定されている施設もありますので、今回は18時頃という記載をさせていただいています。

(会長)

前半の方の7ページに、市立幼稚園の数を入れたほうがいいのかというご意見が追加で出されました。これを見るときに、7ページに11,000人という延べ人数が出ております。平成27年には23,000人にするということで、1,1万人増えているわけですが、この11,000人を75人の定員で割りますと、だいたい一人当たり140日程度預けているということになります。認可保育所では140日、定員1人が稼動しているのに対し、市立幼稚園で定員の満杯に入れても週1回ということであれば、50日をきってしまいます。140という数字に対し、50という数字は約3分の1しかないというような感じもします。もしも、入れるのであれば絶対的な量や役割を資料にいらしてほしい。

(委員)

大分市の場合は、保護者の人々の意識も変わっていかないといけない時期にきているのかなと思っています。そのための新制度が始まるということで、いろんな選択肢の中に、公立もあるし、私立もあるし、その中に保育園もあるし、幼稚園もある、その中で自分達が働きやすい環境としてどこを選ぶのかという部分が選択されていくような流れに合わせて少しずつ変化していかなければいけないなと思います。日出町の幼稚園の例がありますが、ではそれを大分市でやったとしてどうなるのか、その必要性がある人もいれば、必要性がない人もいる、そこをどうやって選んでいくかということが求められると思います。

もう一点が、延長保育の中の時間的なもの、保護者のニーズだけが討議の中で出ているが、子ども達を預かる先生方達の生活をやはり考えていかないと、夜7時や8時も預かることができる人もいるだろうけど、自分の子どもも育てながら、預かりの子どもも育てていかなければいけない現実もあります。一緒に合せながら、大分市として、どのような方策が子ども、保護者、現場の人たちにとっていいのかということを協議の中に入れてもらいながら話していかないといけないと思います。

(会長)

世の中全般に保育士が不足しております。保育士の試験を年2回やってはどうかという規制改革に対して、文部科学省からは年2回やっては受験料が上がるためだめと回答が新聞に載っておりました。保育士の不足は、これからさらに拡大していくように思います。預かる側から運営する立場もあり、税金を投入することもあり、この会議が役立てばいいなと思います。

(委員)

10ページになります。病時病後児の保育事業というところですが、保護者の勤務の都合上で、子ども達の受け入れをということで、平成27年度から量の見込みが非常に膨らんでいます。この子ども達というのは、どういう対象の子ども達なのかお尋ねしたい。

(会長)

9月の受け入れができなかった人数が38人と突出していますね。

(事務局)

これまでの病時病後児の取り扱いに対してということでしたが、対象者はいわゆる0歳児からおおむね10歳までとなっております。10歳というのは小学校4年生の一部が該当します。冠婚葬祭等も含め、家庭で保育ができない病気のお子さんを市内4カ所の医療機関または併設の病児施設で受け入れをしているところでございます。

9月の受け入れができなかった人数が38人と突出しているということが言われましたが、このときは感染症にかかったお子さんが集中してしまい、各施設とも受け入れが困難な状況がございましたため突出しております。

(委員)

受け入れ機関というのは、病院併設というのが基準となるのですか。例えば保育園に看護師がいる場合など、今後、認定こども園となれば考えられます。量が大きくなっている中で、受け入れ態勢をどうやって拡大していくのかを教えていただきたい。

(事務局)

病児病後児保育は国の保育対策事業に基づいて実施している事業でありまして、その中に病院併設型の病児病後児保育の取り扱いでありましたり、保育所併設型の病後児保育というものもあります。その中で、現在、大分市として取り組んでいるものは、病院併設型の病児病後児保育ということになっております。この病児病後児保育につきまして、病児とは病気が完治されていない状態、例えばインフルエンザ等で熱がある状態だと病児として預かることができます。病後児となりますと、一定の期間、感染の時期等は過ぎているが集団保育のなかにはいけない

病後児となりますと保育園併設型の利用が出来ますが、お子さんの病気にかかっている状態のときから預かれる病児病後児保育に大分市では取り組んでおります。今後につきましてのところですが、次回以降の会議で目標値等のご議論をしていただきたいと思っております。

(会長)

平成27年度の目標値は本当に3倍になるのでしょうか。

(事務局)

この目標値はアンケート調査に基づいて算出した数字ですので、保護者の希望が多く入っていると考えられます。私どももやや現実的ではないと考えております。

(会長)

これは体制整備についてお金が払われ、かつ、使った日にちに対してお金が払われるということで、体制整備の方はお金をかけて拠点を増やしても、利用者がいなければ費用は発生しないということなんですね。3倍になったとしても、実質的には変わらないし、経済的にも響かないということですね。

では、次に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では後半部分の説明をさせていただきます。

資料2の11ページをご覧ください。

子育て短期支援事業は、家庭での養育が一時的に困難な場合に利用することができます。宿泊を伴う場合は「ショートステイ」、平日の夜間や休日に利用する場合は「トワイライト」となります。

量の見込みを算出するにあたり、アンケート調査では、希望する人が「0」に近く、実数を見込めなかったことから、過去の利用実績を参考に、利用できる日数を量として見込んでおります。

ショートステイでは、過去3年間で、平成23年度が「121日」、平成24年度が「213日」、平成25年度が「220日」で、最も利用の多い平成25年度の数値「220日」を量の見込みとしております。

また、トワイライトも同様に、過去3年間、平成23年度が「10日」、平成24年度が「14日」、平成25年度が「3日」の最も多い日数である平成24年度の「14日」を量の見込みとしております。

子育て短期支援事業は、アンケート調査や利用実績からみても、今後、利用者が急増することは考えにくいのですが、子育て支援サービスのひとつとして、また、子ども虐待防止の面からも現行体制を維持していきたいと考えております。

次に12ページをご覧ください。

ファミリー・サポート・センター事業では、会員の依頼に応じて、援助する会員により育児の手助けを行っており、保育所や放課後児童クラブの送迎、一時的な預かりなどのサービスを提供しております。

右側の「利用イメージ」をご覧ください。こちらの図は、各事業の位置づけになりますが、ファミリー・サポート・センターのほか、一時預かりや病児・病後児保育は不定期な利用ではありますが、保護者の利用希望に応じて、複数のサービスを受けることができるようになっております。また、ファミリー・サポート・センターでは、登録のみの会員数も多く、平成25年度では育児の援助を依頼するために登録している依頼会員と両方会員の計11,491人に対し、10%程度の利用となっております。

「確保に向けての対応策」ですが、ファミリー・サポート・センターは、一時預かり事業や病児・病後児事業と重複する部分があることや実際に利用している方も登録者の一部であることから、実績を踏まえて、提供体制の確保を検討してまいりたいと考えております。

次に13ページをご覧ください。

放課後児童クラブでは、小学生を対象に放課後における遊びと生活の場の提供を行っております。

量の見込みについては、のちほど詳しく説明をいたしますが、これまで3年生までが主な対象でしたが、新制度の施行に伴い、対象となる学年が「6年生」までに拡大されます。また、面積基準が適用されることで定員を定めることとなり、利用者が多いクラブでは、受け入れができなくなる恐れがあります。

そのため、「確保に向けての対応策」としましては、小学校区ごとにニーズを満たすよう定員拡大を図る必要があると考えております。

次に14ページをご覧ください。

養育支援訪問事業では、先ほど説明した「乳児家庭全戸訪問事業」等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、ヘルパーによる援助や専門職員による技術的な支援を行っています。

右側のイメージ図をご覧ください。乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問、また地域や学校からの相談・通告により、家庭状況を把握する中で、養育上の諸問題の解決や軽減を図っております。

この事業における量の見込みは、国の手引きによりますと、アンケート調査によらずに推計することとされているため、実績に基づいて算出しております。過去3年間、平成23年度が「390回」、平成24年度が「382回」、平成25年度は現在集計中ではありますが「約380回」と見込まれることから、最も多い平成23年度の数値「390回」を量の見込みとしております。

次に15ページをご覧ください。

地域子育て支援拠点事業は、ホルトホール大分2階にあります地域子育て支援室とこどもルームが該当いた

します。児童と保護者が一緒に遊ぶことができる場の提供や子育てに役立つ情報提供、子育てに関する悩み等の相談を行っています。

また、「現状」や「量の見込み」の項目に記載している子育てサロンですが、民生委員・児童委員等地域の方々が自主的に活動している集いの場、ふれあいの場として開設をしており、子育て支援としての一翼を担っています。

量の見込みでは、平成24年度の実績を記載しておりますが、平成25年7月、ホルトホール大分内に中央こどもルームが開設されたことに伴い利用者が急増しており、こどもルーム全体では28万人を超える人数となっております。

子育てサロンの25年度の実績は未確定ではございますが、量の見込みに対して、おおむねニーズを満たされるのではないかと考えております。

以上でございます。

(会長)

12ページの図に戻りますと、説明のありました地域子育て支援拠点は32箇所あるということで、病児病後児施設は4箇所、延べ利用者が6,500人だということですね。それから、ファミリーサポートセンターは登録は1,400人程度ですが、実際に使ったのは実人数で146人だと、一時預かりは保育所では1万1,000人が2万3,000人と、幼稚園の方は12万で合わせて14万くらいと考えてよろしいですか。それを踏まえてご質問ありませんか。

特に無ければ、事務局の方で補足はありませんか。

(事務局)

児童育成クラブについて補足説明をさせていただきたいと思います。

本日お配りしております「参考資料2」をご覧ください。

児童育成クラブについて、現行と新制度施行後の概要について、ご説明いたします。

児童育成クラブにつきましては、平成27年4月1日から制度改正が予定されておりますことから、現在の状況と、制度改正の内容もあわせてご説明いたします。

まず、本市における児童育成クラブの現状についてでございますが、現在、市内60小学校のうち55校区に設置されております。

学校長の他、自治会長さんや、PTA会長さんなどの地域のボランティアや保護者会からなる運営委員会が主体となって運営を行っており、学校敷地内に専用施設を設置しているほか、学校の余裕教室を改修したり、学校の校舎内に専用室を設置しております。

次に2の児童育成クラブの主な改正事項についてでございます。項目ごとに現行と新制度施行後を併記いたしましたのでご覧ください。

まず、1点目、対象児童が現在小学校3年生までとなっておりますが、6年生まで拡大されます。

2点目の設備及び運営の基準についてですが、現在は、厚生労働省が「ガイドライン」として通知文にて示しておりますが、本年4月30日付け厚生労働省令で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」として示されました。市町村は、その基準を踏まえ、設備や運営の基準を条例で定めることとなります。なお面積基準については、ガイドラインでは、1.65㎡以上が望ましいとされておりましたが、省令では概ね1.65㎡以上でなければならないとされております。

指導員については、現在は「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいとのみガイドラインに示されており、本市においても、特に資格を求めておりませんが、今後は、保育士や社会福祉士、小中学校や幼稚園の教諭の資格のあるもののほか、2年以上、児童育成クラブに指導員として従事していた者で、都道府県が実施する研修を修了した者でなければならないとされております。

なお、指導員は児童40人につき、2名の配置をすることとなり、うち、1名は資格要件を満たし、かつ、研修を修了した者でなければならないとされております。

費用負担については、指導員の人件費や光熱水費などの運営費は、新制度施行後も、概ね1/2を保護者に負担していただくとともに、現在、中核市であるため、対象外となっている大分県からの補助を受けられることとなるため、現在、2/6の負担から1/6の負担となります。

なおこちらには記載しておりませんが、施設整備にかかる費用については、全額、公費負担となっております。

続きまして児童育成クラブの校区別の量の見込みについてご説明いたしますので、2ページ目をお開きください。

さきほど、全市での数値をご説明いたしましたが、このページの1番下の赤い枠で囲っている欄に記載してありますが、児童育成クラブは、放課後に児童が利用する施設であるため、校区ごとに量の見込みを算出し、不足する場合は供給体制を整備することといたします。

他の事業と同様、児童育成クラブのニーズ量も、昨年11月に実施しましたアンケート調査結果をもとに、利用意向児童数を算出し、校区別に見込みを出しております。その、結果が③の数値でございます。

たとえば、この表の一番左上の欄、中央公民館エリアでは、1の金池校区では、③の利用意向児童数として記載しておりますように、小学校3年生までの低学年で75人、4年生以上の高学年で22人、計97人の児童の利用が見込まれております。

校区ごとの数値を積み上げた結果が、表の右下の合計欄に記載してありますが、低学年で2,794人、高学年で810人、計3,604人でございます。なお、この合計欄の数字をさきほどの資料2には記載しております。

次に、この量の見込みに対し、供給体制については、どのようにするのかという点をご説明いたします。

現在、大分市では面積基準について特に規定しておらず、受け入れる児童数は、クラブの運営委員会が判断しているところでございます。新制度施行後は、設備・運営に関する基準を市の条例として規定する中で、面積についても国の示した基準を踏まえることとなるため、クラブごとに定員を設定することとなります。

国の省令に基づき、面積については、一人当たりおおむね1.65㎡以上を確保することとなるため、①の現有面積から割り出した結果が、②の定員の欄の数値です。

今後、設置基準を定め、定員を設けた場合、②の定員から③の利用が見込まれる児童数を差し引いて、マイナスの場合、不足分を整備する必要がありますので、④に「整備が必要な定員数」として数値を入れております。また、②から③を引いた結果、不足がない場合、つまり定員が充足している場合、④の欄を緑にしております。

続きまして、3ページ目をお開きください。

校区別に現有面積から割り出した定員に対し、利用が見込まれる児童数を差し引きした結果をグラフ化したものが上のグラフでございます。

不足が生じている場合は、上にグラフを伸ばし、定員が充足している場合は、下にグラフを伸ばしています。

児童育成クラブは、放課後に児童が利用する施設であるため、定員に余裕がある場合でも、他校区での児童の受け入れは困難であることから、下の児童育成クラブの提供体制確保のための方針案の、緑の枠内に記載しておりますように、施設整備をするにあたり、設置場所については、児童の安全確保の観点や学校との緊密な連携をはかるためにも、可能な限り、学校敷地内に増設する方向で検討してまいりたいと考えております。

上に伸びている数値を積み上げた結果、38校区、1,161人分の不足が見込まれております。

今後、5年を目途に定員拡大を図り、面積基準を満たす施設を整備してまいりたいと考えております。なお、学校敷地内での増設が困難な場合、今後は、学校敷地外の公共施設や民間施設の活用を図るとともに、学校法人や社会福祉法人への補助についても検討を行い、定員拡大を図ることとしたいと考えております。

(会長)

今の説明に対して何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

今日まで、育成クラブが運営委員会方式でやっていたことは以前説明しましたが、これだけ行政が入ってくるのであれば、運営委員会方式を返上したいということを申してまいりました。しかし、今後もこの運営委員会方式を継続するというのであれば、環境の違いを考慮し、地域の意見が通るような運営委員会方式にしていきたい。

なお、特に教育委員会の協力がなくてははいけません。我々は障がい児も預かっている。障がい児を預かったときに、小さな部屋では、子ども達が怪我をする可能性がある。危ないということも前回の会で申し上げました。指導員の方も大変です。ボランティアではなくお金を払っています。そういった意味での予算付けの面でも児童育成クラブについて考慮していただきたい。

(会長)

放課後のお子さんの過ごし方について、何かご意見はないでしょうか。

(委員)

保護者の方の要望はわかるが、現実問題として無理なんですね。施設や先生達などの体制が整えば要望を叶えたいと思うのですが、現実としては厳しい。今回の会の目的が、保護者の方のニーズを調べて、変えていこうというのはわかるのですが、その先が、どう変わっていくのかが心配です。

(会長)

会議の行く末についてもコメントをいただきました。他に何かご意見ありませんか。

(委員)

育成クラブの概要について説明をいただいて、障害のある子どもの人数に対して、何人の指導員ということもあると思うので、その部分を書いてほしいのと、各55あるクラブの中で、どこのクラブが障がい児の受け入れが出来るのかなど、数値を教えてください。

(会長)

いかがでしょうか。そのような数値をお持ちでしょうか。

(委員)

説明をいたします。

大変ありがたい質問なんですが、児童育成クラブで障がい児を受け入れる場合、障がい児1名につき、加配指導員を1名配置し、障がい児が複数の場合には加配指導員は1名であります。それではなかなか目が届かないという現状があるので、運営委員会の中で考えていかないとはいけません。また、前回、教育委員会にお願いをしましたけれども、特別支援の先生が育成クラブに顔を出したことは一度もありません。来年度からは、訪問していただくよう要請いたしますので、期待しております。専門的な方がいないと、なかなか分からないことが多いので、養護の先生にきちんと教えていただける、協力していただけるような体制を築くことが、より子育て支援につながると思います。

(会長)

ありがとうございます。

今の参考資料の2に関して、1枚目の戻りますと、児童育成クラブは60校中55校あると、全国的に見れば民間の学童保育が放課後は多いが、大分市の場合は児童育成クラブということで運営していると、それは運営委員会があり、あくまでボランティアであり、学校を使って行っているということですね。そのときに、障がいを持つお子さんは希望をすれば育成クラブに入ることができ、その場合は指導員さんに加配はあるが、複数になっても指導員が増える訳ではないということですね。

(事務局)

受け入れに関しては55クラブ中40クラブで受け入れを行っており、人数は87名でございます。加配の指導員についてですが、2名以上になった場合は運営費として1.7人分加算しております。特別な支援を要する子どもへの対応で困っていらっしゃる指導員さんの現状は把握しているつもりです。そのため、指導員の研修会なども年1回行いながら取り組んでいるところでございます。

(会長)

現場の人が困っているのを行政がどのくらい把握しているのかがいつも課題になっております。

(副会長)

特別支援学級に入っている児童に関してですが、いわゆる障がい児さんとは特別支援学級に通っている児童ということでもよろしいですね。この問題に対して、全く連携が取れない学校ばかりではないと思うのですが、どのような連携が取れるかについては、大分市内にあります特別支援連携協議会で検討していけるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。
他にご意見はございませんか。

(委員)

私の学校にも特別支援学級がありますが、通常学級の中の発達障がいの子や多動的な傾向のある子どもも育成クラブに入っております。

また、研修をしたところで、子ども達は突発的に動いたりもしますので、学校の施設によって子ども達へのフォローの仕方も変わってくるのではないのでしょうか。

(会長)

施設は公費で賄うということですので、これから作られるときに子ども達の状態がよく見えるよう作るのも大事なかなと思います。

(委員)

運営委員会でお聞きする限り、特別支援学級の先生が育成クラブにいて30分でも指導などを行ったということはないので、あえてお願いしたい。指導員さんが研修に出たとしても実際の特別支援の資格を持っていないと対応などがわからないんです。

(会長)

ありがとうございます。
この問題は、子育て支援課と教育委員会が心して取り組んでいただきたいと思います。
また、特別支援連携協議会でも取り上げていただきたいと思います。

(委員)

関連で言いますと、幼稚園の中にも対象の子ども達はいますので、人員的な加配を考えてもらえたらと思い

ます。

参考資料の中の新たな取組ということで、ニーズに応えるため、3ページに学校法人や社会福祉法人などの民間団体への補助制度の構築とありますが、預かり保育が増える中で、当然育成クラブに行く子ども達も増えてきます。それについて他県ではどのような取組をしているのか探したときに、学校法人で、卒園した子ども達を小学校まで迎えに行き、その子ども達を自分達の施設で預かり、それを保護者が迎えに来る。そのような放課後預かりの一翼を担っているところもあります。

(会長)

多様な方策を考えていただけたらと思います。
大筋で認めていただけますでしょうか。

<賛同>

認めていただいたということで
続いて「すくすく大分っ子プラン」についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

すくすく大分っ子プランについてでございます。
まず資料3をご覧ください。

今回お配りした資料は、第5回の会議の資料から、新たに指標を設けるなどの修正等をおこなった箇所について、黄色く色をつけております。また、成果指標欄に参考としてアンケートによる満足度を入れておりましたところで他の指標がない場合は、満足度等を指標とすることとしており、こちらも黄色に色づけしております。なお、前回会議の際は、指標の候補のうち適当でないものについては、見え消しで記載しておりましたところは削除しております。

第5回会議の際にいただいたご意見をもとに修正した主な修正箇所をご説明いたします。

まず児童育成クラブについてでございます。資料3の8ページをお開きください。

会議の中で、障害等により特に配慮を要する児童がいる場合の対応や、指標についてご意見をいただきました。いただいたご意見をもとに、事業内容については、下線をしておりますように、「個別の支援が必要な児童への対応及び関係機関や学校・保護者との連携強化のための体制づくりに取り組む」としております。

(会長)

具体的な体制作りは何ですか

(事務局)

それにつきましては、現在ない状態ですので、先ほどの意見でありましたように、特別支援連携協議会もぜひ活用させていただきたいと考えております。

(会長)

説明を続けてください。

(事務局)

また、指標につきましては、クラブの受入れ人数のみをあげておりましたが、指導員への研修実施回数や整備した施設数をあげるとともに、成果指標としまして、「指導員の有資格者率」と「基準を充足する施設の割合」

としております。

資料4の1ページ目をお開きください。

「にこにこルームでの支援の充実」の指標といたしまして、通所児童のうち、療育機関に繋げた割合、「発達障害児巡回専門員派遣事業」の指標として、その派遣件数、「ひとり親家庭の自立支援」の指標として、福祉資金貸付件数としております。

次に、2ページ目をお開きください。

指標を設けていなかった事業のうち、児童虐待の早期発見と対応の強化の指標として、関係機関との連携会議開催回数や児童虐待の相談件数を活動指標とするとともに成果指標としまして、相談のうち、重症度の高い相談の割合をあげることとしております。

その下の成果指標の「育児に関する相談先がない人の割合」の目標を増加としておりますが、正しくは、減少でございます。お詫びして訂正いたします。申し訳ありません。

次に3ページ目をお開きください。

民生委員・児童委員さんなど地域住民の方からみた指標として、委員さんから市へ、相談や通告をいただいた件数を、また、子ども会活動に関する取組みとして一番下の段に子ども会支援事業を加えております。

4ページをお開きください。

経済的支援に関する指標といたしまして、子ども医療費助成に関し、未就学児の申請率や第3子以降の保育料の軽減事業のうち、減免者数をあげております。

最後に5ページ目の①ワークライフバランス②男性の育児参加促進について、現在、市内の企業にアンケートを実施し、女性の出産後の継続就業率や男性職員の育児休業取得率について調査する予定にしており、その結果を指標として活用できないか、あるいは父親向け講座を今後実施する予定にしておりますので、講座の受講前と受講後の参加者の家事・育児時間の変化について指標として活用することで進めております。

説明については、以上です。

(会長)

ありがとうございます。

質問やご意見はありますか

(委員)

分野1・2の5ページになります。一番上の項目にある「待機児童の解消」の成果指標についてです。待機児童数が134人となっており、目標は待機児童数が0人になることとしておりますが、実際の量の見込みを見ますと、実際の数値としては、表から読みますと3,344人程度の数字になるのかなと概算的に見たのですが、目標のところなど、矢印だけではなくて、量の見込みの数値などの具体的な数値も含めて書いていただけたらと思います。

目標数値とするのは、あくまで量の見込みで3,344という数字が出ているので、この数字が目標にはならないのでしょうか。

(会長)

そうすると、分野1・2のA-2のところに行を増やして3,344という数字を入れて、これだけ充足しますよということを示すということですね。

目標として待機児童0人を掲げたことは画期的なことだけでも、それを実現するために、どれだけ充足しますよということA-1とA-2の間に増設見込みとして入れてほしいということでございます。

事務局は何かございませんか。

(事務局)

第5回会議のときに示しました3,414人分の量が足りないということでもあります。この3,414を満たすことを成果指標にしてはどうかというご意見ですが、私どもといたしましては、待機児童が全くいない状態、いわゆる保育所、幼稚園、認定こども園など希望するところに入れていない状態をめざすために目標としては0人としております。

(会長)

ありがとうございます。
これはいつ時点での目標ですか。

(事務局)

この0人を目標とするのは、今回の事業計画が平成27年度から31年度までとなっておりますので、31年度を目標としております。

(会長)

遅くとも平成31年度までには待機児童が0人になっているように施設整備を進めるということですね。

(事務局)

1つ訂正がございます。今回の事業計画は平成27年度から31年度まででございますが、国におきましては平成29年度を目標としておりますので、大分市でも平成29年度を目標として、ご認識をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。ぜひ、そのようになりますように私達も見なければいけませんね。そうなりますと、先ほどの3,344を書き込むのではなくて、もっと、例えば4,000だったり増えるかもしれないが、柔軟に対応していくということが基盤であるということによろしいでしょうか。
事務局はいかがでしょう。

(事務局)

やはり待機児童の解消は、先ほどの児童育成クラブと合わせて喫緊の課題であります。29年度に向けてどのように各施設で行っていくか、また柔軟な見直しも行いながら待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。
待機児童を29年度までに0人にするのと、児童育成クラブにおける特別な支援を要するお子さんへの対応など様々な課題に向けた仕組みを作ることが、今回の会議の1つの到達点かなと思えました。他にご質問やご意見はございますか。

(委員)

27年度の4月から制度が始まるということで、この会議に出席しているメンバーは制度の内容についておお

かた理解していると思うのですが、多くの市民の方は制度を知らないと思います。なので、制度を周知していきける範囲は周知をしていかないといけないと思います。

また、財政の問題なんですが、1兆1千億のうち、7000億円は確保できる。これは消費税が10%上がることが前提なので、消費税が10%上がっても残りの4000億円は足りないという数値も出てきているのですが、その中でも、待機児童を0人にできるということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

一点目の質問の保護者、事業者にたいする制度の周知・説明でございますが、これらの重要性に関しましては十分認識をしております。昨年におきましても制度の周知の一環として事業者に対する説明会や大分県と協働して子ども子育て支援シンポジウムの開催などを行ったところでございます。また、広報媒体を使った周知としては大分市HPに子ども・子育て会議の概要や開催状況等について掲載しているところでございます。しかしながら、制度そのものが確定しておらず、保育料なども決まっていないことから、どのように広報していくべきか、我々も苦慮しているところでございます。制度の詳細が決まり次第、あらゆるメディア手段を使いながら広報に努めてまいりたいと考えております。

(事務局)

2点目についてでございますが、今回の新制度には1兆1千億もの費用が必要だと国は試算をしております。消費税が10%に上がることにより、7000億円については確保ができておりますが、残りの4000億円に関しては、現在国において予算獲得に向けて努力をしているというアナウンスが各自治体になされています。また、国としましては公定価格を5月には提示をすることになっておりますが、公定価格につきましても、7000億円のとときの公定価格と、1兆1千億円のとときの公定価格と2つのプランの策定をしていると聞いております。ですが、5月に国が示そうとしておりますのは、確保されている7000億円のプランであります。以上でございます。

(会長)

予算の問題は努力をしていただくということで、また、広報に関しましては、私達もいろいろな機関の代表でありますので、宣伝するとともにウォッチをしていただければと思います。

(委員)

幼稚園や保育園にしろ、学校教育ではもっと教育委員会が前面的に出ていただきたい。税金は子ども達のために使わないといけません。その中で放課後児童の在り方についての広報をもっとしていただきたい。

(会長)

この会議では、子育て支援課さん、教育委員会さん、保健所さんなど多く集まっているので、力を合わせて限られた予算が効果的に使われますように、また大分市の中でも増えていきますようということで、本日の会議を締めさせていただきたいと思っております。

ご協力ありがとうございました。

それではマイクをお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

事務局から1点だけ、2分ほど時間をいただきたいと思っております。

事業計画の検討スケジュールについてをご覧ください。これまでの経過と今後の「子ども・子育て会議」の検討事項並びに今後の会議の予定について、ご報告させていただきます。

記載しておりますように、国の動きに呼応する形で事業計画等の検討を進めており、昨年11月のアンケート調査の実施や、その後の事業計画の策定作業に取り組んでいるところでございます。

3月の第5回会議と今回の会議で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについてご審議をいただいたところでございます。そして次回の会議では、これらの目標事業量すなわち提供体制の確保の内容及びその実施時期について、委員の皆様にご審議いただき、9月までには、事業計画を策定してまいりたいと考えております。

しかしながら、目標事業量を設定するにあたりましては、既存の幼稚園、保育所等の新制度施行後の事業形態を確認する必要がありますが、事業者が、その事業形態を判断する材料である国の公定価格が現時点で示されていないことから、事務局といたしましても、目標事業量の検討に着手できない状況でございます。

このため、次回の会議の日程につきましては、改めてご連絡させていただきます。ご了承願います。

今後の会議を円滑に進めるため、委員の皆様には、資料をご覧いただく時間を確保できるよう、早めの資料送付に努めてまいります。
以上でございます。

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でした。
村嶋会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をおこなっていただき、たいへんありがとうございました。また、委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。